皆さんのご理解 徹底しています 事業の受託事業 $0120 \cdot 92$ となりました。 各様用)に変更 7 8 6 6 民間委託についての詳細 保護の 管理を 市場化テスト 個人情 お

◆日本年金機構ホームページアドレス

http://www.nenkin.go.jp

人につき7万5900

三人目以降は それぞれ22万

から株式会社ア 1ヴィジット 1 10 月 年3月31日以前に死亡され た場合は、死亡月の前々月 料の未納がなければ可)。 までの直近の一年間に保険 、目の子は、 ある妻」が受ける場合、 子の加算額 遺族基礎年金の額は、「子

本額(79万2100円)

(一人目と)

事業の

受託事業者は、 **美」として導入されたもの で目指す「市場化テスト事** 市における市場化テスト 低コスト

てより良いサービスの提供 きた事業に民間事業者が 間事業者の創意工夫やノ 入するものです。これは 官公庁が行っ **導入による公共サービスの**

この民間委託は、「競争の

改革に関する法律」に基づ

委託しています。

兄除など勧奨業務、

および

険料の収納業務を民間に

間による納付のご案内、

③老齢基礎年金の受給権者

または受給資格期間を満た

|対する電話・文書・戸別

た方で、日本国内に住所が

ある60歳以上65歳未満の方

国民年金の被保険者であっ

①国民年金の被保険者②

日本年金機構では、

合わせた期間が3分の2以 生納付特例期間を含む)を 保険者期間のうち、 ※ただし前記①②の場合 死亡月の前々月までの

国保税)

るように使途を特定した目 立しましたが、 には市町村が国民健康保険 的税として国民健康保険税 保険料方式に加え地方税と 保険財政を強化するため、 状況にありました。 医療費の急増により厳しい を運営する制度の基本が確 13年に創設され、 しても徴収することができ こうした中で昭和26年に 国民健康保険制度は昭和 が創設されまし 財政運営は

国民年金保険料の納付案

1

所☎0422・

内を行う事業者が変わり

されます。

計を維持していた ときに、その方によって生 る妻」または ずれかの方が亡くなられた 遺族基礎年金は、次の 子 子の あ

遺族基礎年金について 56 に支給

年の歳出・歳入を予測し、 70 · 7733^. 率などを検討します。 要な国保税総額に基づき税 必要な国保税総額を算定し 国保会計では毎年度、 詳しくは保険年金課で このため毎年度、 必 翌.

務所☎0422・56

詳しくは、

いますが、約8割の自治体 料方式と税方式のどちらか を選択できるようになって 現在でも国民健康保険は 税方式を選択していま

必要となります(平成28

シリーズ⑥ (最終回) ~国民健康保険税 の仕組み~

東久留米市の国保税の計算

国保税の税率などについて

- 所得割額 (国民健康保険加入者の前年の所得一33万円〈基礎控除〉)×所得割率 国民健康保険加入者の固定資産税額(土地、家屋に係る部分)×資産割率
- 国民健康保険加入者人数×均等割額

年度の末日までの子、

「子」とは、18歳到達

平等割額 国民健康保険加入者1世帯に付きかかる金額

東久留米市は①~④の合計を国保税とする、4方式と呼ばれる課税方式を選択しています。 3方式(①、③、④の合計)や2方式(①、③の合計)による課税方式もあります。

(医療分と後期分と介護分の合計が国保税)

国保税額 =

医療分①+②+③+④ 後期分①+②+③+④ 介護分①+②+③+④

※介護分については、国民健康保険加入者のうち、40歳以上65歳未満の人に加算されます。

計算例

年金収入220万円、固定資産税5万円、1人世帯(68歳)の国保税の計算 220万円-120万円(年金控除)-33万円=67万円 67万円×3.15%(医療分所得割率)=2万1,105円 5万円×12.8%(医療分資産割率)=6,400円 1人×2万3,100円(医療分均等割額)=2万3,100円

(医療分平等割額)=6,000円 5万6,600円 ※100円未満の端数切り捨て。 220万円-120万円(年金控除)-33万円=67万円

67万円×1.4%(後期所得割率)=9,380円 5万円×3.2%(後期分資産割率)=1,600円 1人×9,400円(後期分均等割額)=9,400円

(後期分平等割額)=1,800円

2万2,100円 ※100円未満の端数切り捨て。

国保税は 5万6,600円+2万2,100円=7万8,700円 となります。

国保税のしくみ 都支出金 繰入金 1,127,126 1,224,499 平成21年度の歳入 単位千円 9.4% 10.2% 法定 国保税 国庫支出金 前期高齢者交付金 繰入金 2,453,168 2,708,888 2,722,123 5.9% 赤字 22.7% 20.4% 22.6% 繰入金 4.3% 共同事業交付金 療養給付費交付金 1,046,673 513,986 市債・その他 8.7% 4.3% 202,721 1.7% 東久留米市の国保税は、約2万1,000世帯 の国保加入世帯により支えられています。 世帯Aの国保税 世帯Cの国保税 (約2万1,000世帯) 世帯Bの国保税 国保税は世帯単位で計算し、世帯主に課税します。国保に未 加入の世帯主であっても、世帯の中で加入者がいる場合は、世帯 世帯Aの国保税 主が納税者となります。 (医療分)+(後期分)+(介護分) 個々の課税額は、所得割や資産割の応能割と、均等割と平等 世帯主・・納税者

合計が国保税額となります。

| _《事前に電話でご予約を》 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------|-----------|----|-----------|----------|-----------|-----------|----------|--------------|--------------------------------|-----|------------|------------|----------------------|--------|--------------------|----------------|----------|------------|------------|
| ; | 相 | 談 | 2 | 3 | 木 | | 淡 | 日 | 時 | 相 | 談 | 員 | 予 | 約開 | 始日 | 等 | 会 | 場 | |
| 法 | 徘 | ł | 相 | 談 | 1日 15日 | | <u>-</u> | 宇 | れも水間 前10時 z | | 弁護士 | ŀ: | 11月25 12月 9 | | | | | | |
| 登 | 記 | 3 | 相 | 談 | 1日 | (水) | 午 | 後 1 | 時から | = | 引法書 | 士: | 11月26 | 日(金) | | | | | |
| 表 | 示 | 登言 | 记 框 | 談 | 1日 | (水) | 午 | 後 1 | 時から | 土地 | 家屋誌 | 周査士 | 11月26 | 日(金) | | o nt W | | | |
| 税 | 矜 | 5 | 相 | 談 | 8日 | (水) | 午 | 後1 | 時から | , | 税理= | t: | 12月3 | 日(金) | 午前から | 8時半電話で | 市 | 役所 | 矢 |
| 人 | 権身 | ŀの | 上札 | 目談 | 15日 | (水) | 午 | 後 1 | 時から | 人格 | 崖擁護 | 委員 | 12月7 | 日(火) | 生 活 | 文化課 | 2 | 階 | Ę |
| 不 | 動 | 産 | 相 | 談 | 15日 | (水) | 午 | 後1 | 時から | 宅地建 | 建物取引 | 主任者 | 12月10 | 日(金) | 25 470 |)·7777 (代) | 作i | 談室 | 1 |
| 交 | 通 | 事 | 汝 框 | 談 | 22日 | (水) | 午 | 後1 | 時から | , | 弁護= | t: | 12月16 | 日(木) | | | ★ | | |
| 谷 | 貝 等 | 手 | i・成続机 | 日談 | οп | | | | 時から | | | 士 | 12月 2 | 日(木) | | | 耶 | | |
| 年金険・ | 全・労 人事 | 災管 | ・雇力 理等 | 用保 相談 | 22日 | (水) | 午 | 前 1 C | 時から | 社会 | 保険第 | 芳務士 | 12月17 | 日(金) | | | 13 | | |
| 経 | 営 | ŗ | 相 | 談 | 平日 午前 | | i~ | 午後 | 4時 | | 5商工 営指導 | | 前日ま 会 否 47 | | | ド市商工 | | 留米市 【会館 | í |
| 女' | 性σ | 悩 | みこ | | 6日 20日 | | | | れも月間 後1時 ³ ‡半 | 4 | 女性 | | 11月15 12月 6 | (/ •// | ら電 | 9時で男 | 男女 | (平等 É進 |] _ |
| | | | 士(相 | こよ 談 | 3日 午後 | (金) 零時 | 午1 | 前9 | 時半~ | 女 | 性弁語 | 養士 | 11月19 | | | 2 · 0061 | セン | /ター | 4 : |
| 耐 | 震 | Ē | 相 | 談 | 8日 午後 | (水) 2時 | i~ | 5 時 | • | | 東久留 與設計 | | 建築設 | 計事務所 | f & 476 | 湯・桑原 6・1515 | | 所1階 ひろば | |
| 教 | 育 | 相 | 談 | 室 | 火曜~月曜~ | | | F後 | 10時〜 5 時 f相談もī | 教 | 育相詞 | 炎員 | 滝山相 | 教育文 | 化会館 475・8 | 的教育· | センタ | -) |] |
| 母 | 子 | | 相 | 談 | 開庁 | 日 | | | | 母子 | 自立豆 | 支援員 | 子育て | 支援課 | 3 470 | · 7736 | | |] 4 |



《直接会場へどうぞ》

| 相 | 談 | | 名 | | 相 | 談 | 日 | 時 | 相 | 談 | 員 | 会 | 場 |
|----------|----|---|----|----------|------------|---------|-----|------------------|---------|----------|--------------|-------------|-------------|
| 知的 | 障害 | 者 | 相談 | 8日 | (水) | 午前 | 10時 | ~正午 | 知的障 | 害者 | 相談員 | 市役所 | f 1 階 |
| 身体 | 障害 | 者 | 相談 | 10日 | (金) | 午前 | 10時 | ~正午 | 身体障 | 害者 | 相談員 | 相談 | 於室 |
| 心身 相 | 障害 | 者 | | | | | | 午後5時 477・2711 | | | 福祉 旨導員 | さいわ セン | い福祉 ター |
| 職 | 業 | 相 | 談 | 開庁 午前 | 日の9時 | · ~午 | 後 5 | 時 | ハロ 三 | ーワ 鷹職 | | 市役所 ワークコ | |
| 住宅 | 増改 | 築 | 相談 | 9日 午前 | (木) 10時 | ~午 | 後4 | 時 | | | &等斡旋 本協議会 | 市役所 屋内で | |
| | 者 | | | 平日 | の午 | ·前10 | 時~ | 午後4時 473·4505 | | 上活札 | 目談員 | 生活了 | て化課 行2階) |

割の応益割により構成され、基礎課税分(医療分)、後期高齢者 支援金分(後期分)、介護納付金分(介護分)ごとに計算し、その

《訪問します》

| 妊 | 婦 | 訪 | 問 | 訪問希望の方は健康課保健 | 助産師・保健師 | ブ白字 |
|---|----|----|---|-------------------------|---------|-----|
| 赤 | ちゃ | ん訪 | 問 | サービス係 否 477・0022 | 切座師 | CHT |

※東久留米市社会福祉協議会では、市民ボランティア相談員による、電話なんでも 相談☎474・4294を月曜・水曜・金曜日の午前10時~午後4時に行っています。 ※東京都でも、**交通事故相談☎**03・5320・7733やヤミ金被害者相談☎03・5320・ 4727を行っています。予約制でなく当日受け付けのため、詳しくはお問い合わせを。